

SAGA2024吉野ヶ里町協賛取扱要項

1 目的

この要項は、吉野ヶ里町で開催される第78回国民スポーツ大会及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

- (1) 協賛の受入れは、原則として大会の広報啓発や歓迎装飾または大会の運営に要する物品等について受け入れるものとし、協賛物品の例は別表1のとおりとする。
- (2) 協賛者が資金による協賛を申し出たときは、受け入れるものとし、その資金は大会の準備・運営経費に充てることとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、SAGA2024吉野ヶ里町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が受け入れる。
- (2) 協賛方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領証明書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用が必要な場合は、原則として、協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 大会等の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの、公の秩序又は良俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (5) その他、実行委員会が適当でないと認められるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛品に直接表示することが適当でない場合は、その他の方法により表示する。
- (2) 前号の協賛の表示は、表示方法、表示箇所、文字の大きさ等について、事前に実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

(3) 協賛者の呼称の使用範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、呼称の使用等に当たっては、事前に実行委員会と協議のうえ決定するものとする。

(使用可能な表現例)

〇〇社は、	SAGA2024 第78回国民スポーツ大会	吉野ヶ里町開催競技を応援しています。 吉野ヶ里町開催△△競技会の協賛企業です。 吉野ヶ里町開催△△競技を応援しています。
-------	--------------------------	--

※市町・競技を限定せずに、大会全体を指す呼称は使用できません。

6 協賛への謝意

- (1) 実行委員会は協賛を受けたときは、協賛者に対して謝意表明を行うとともに、必要に応じてホームページ上において紹介を行うものとする。
- (2) 謝意表明の方法は、原則として、感謝状又は礼状の贈呈とし、協賛物品の評価額に応じて、別表2のとおりとする。
- (3) 協賛についてのホームページ上での紹介及び掲載内容については別表3のとおりとする。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年3月10日から施行する。

別表1（協賛物品の例）

項目	物 品 名
啓 発 用	のぼり旗、横断幕、ポスター、ポケットティッシュ など
歓迎装飾用	看板、のぼり旗、横断幕 など
おもてなし用	飲料水、参加記念品、特産品 など
競 技 会 用	スタッフ衣類（服飾、帽子等）、資料用袋 など
開催準備用	自動車（貸与）、事務用品（貸与） など
そ の 他	実行委員会との協議による

別表2（謝意の実施基準）

協賛物品の評価額	贈呈物	対応方法	贈呈者
100万円以上	感謝状	贈呈式	会長
100万円未満 10万円以上		持参	事務局長
10万円未満	礼状	郵送	—
備 考 (1) 協賛物品については、金額換算して対応する。ただし、金額換算が困難な場合は別途協議して対応する。 (2) 同一者から複数回にわたる協賛があった場合には、累計評価額により謝意を表することとする。 (3) 贈呈式については、協賛者の意向を確認のうえ、実施する。			

別表3（掲載内容）

協賛物品の評価額	ホームページ掲載内容
10万円以上	記事及び写真等を掲載
10万円未満	協賛者名のみを掲載
備 考 (1) 協賛物品については、金額換算して対応する。ただし、金額換算が困難な場合は別途協議して対応する。 (2) 同一者から複数回にわたる協賛があった場合には、累計評価額により掲載することとする。	